

第3章 特異な出火原因別火災状況

1 天ぷら油火災

- 天ぷら油火災における負傷者は最近 10 年間で最も少ない人数となっています。
- 部分焼の火災が前年より 20 件増加しました。

ここでとりあげる「天ぷら油火災」とは、天ぷらやフライ等の揚げ物の調理に起因して「放置する・忘れる」、「沸騰する・あふれ出る」などの経過（器具の誤操作等を除く。）により、調理用の動植物油から出火して火災となったものをいいます。

なお、凝固剤に係る火災も含まれます。

(1) 火災状況

ア 年別火災状況

天ぷら油火災の年別火災状況をみたものが表 3-1-1 です。最近 10 年間の状況をみると、天ぷら油火災は減少傾向で推移しており、平成 29 年中の発生件数は 220 件で前年と比べて 7 件増加していますが、最近 10 年間では 3 番目に少ない件数となっています。

表 3-1-1 年別火災状況（最近 10 年間）

年 別	火 災 件 数							損 害 状 況				
	合 計	建 物					船 舶	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や						
20 年	367	367	3	3	96	265	-	790	796	167,443	-	173
21 年	337	336	6	2	66	262	1	1,137	456	259,141	1	160
22 年	323	323	2	4	73	244	-	579	444	156,994	-	154
23 年	251	251	2	5	53	191	-	638	380	115,147	-	113
24 年	238	238	-	2	39	197	-	189	144	61,380	-	95
25 年	237	237	3	-	52	182	-	616	279	99,596	-	112
26 年	217	217	4	4	41	168	-	1,127	633	173,937	-	96
27 年	236	236	3	6	53	174	-	1,122	754	180,189	-	110
28 年	213	213	1	5	26	181	-	426	503	162,316	-	102
29 年	220	220	2	4	46	168	-	708	414	195,459	-	86

平成 29 年中の天ぷら油火災の初期消火従事率(火災件数に対する初期消火従事件数の割合)は 90.9%と火災全体の初期消火従事率(62.7%)と比較すると高くなっています。天ぷら油火災では、行為者が火を使っているという意識があることや、火を使っている場所の近くにいることが多く、住宅用火災警報器などの鳴動、煙や物音、臭いなどで火災に早く気づき、初期消火に従事することが多いのが特徴です。

また、平成 29 年中に住宅用火災警報器が鳴動した天ぷら油火災は 39 件発生し、このうち 37 件で初期消火が行われ、30 件(81.1%)がぼやで消しとめられています。

平成 29 年中の天ぷら油火災での死傷者の状況をみると、死者の発生はなく、負傷者は 86 人で、このうち初期消火中の負傷者は 50 人(58.1%)となっており、水をかけて消火するなど不適切な消火方法や火のついた鍋を運び出そうとして床に落としたりするケースが多いのもこの火災の特徴です。

天ぷら油火災 220 件の発火源をみると、203 件(92.3%)がガステーブルや大型ガスこんろなどの「ガス器具」で、17 件(7.7%)が電磁調理器 *や電気クッキングヒータ *などの「電気器具」から出火しています。

発火源となったガス器具を種別ごとにみると、「ガステーブル」からの火災が 92 件(45.3%)となっており、半数近くを占めています。ガステーブルでの天ぷら油火災を未然に防ぐ有効な手段の一つとして、「調理油過熱防止装置」があげられます。これは、バーナ中心部のセンサーが鍋底の温度を感知し、約 250℃になると自動的にバーナの火を消火して調理用の動植物油の発火を防ぐものです。

発火源がガステーブルの火災92件のうち、50件(54.3%)が「調理油過熱防止装置」が付いているガステーブルで出火し、このうち47件(94.0%)が「調理油過熱防止装置」が付いていない側のこんろを使用したため発生した火災となっています。「調理油過熱防止装置」が付いているこんろで火災になる例としては、冷凍食材等が鍋底中央に接していた、調理油が少量で急加熱された、センサ部や鍋底に油かすが付着していたため、適正に温度検知ができなかったなどが挙げられます。

平成 20 年 10 月から、家庭用ガスこんろ(カセットこんろを除く。)は「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」による規制対象製品に指定され、全てのバーナに「調理油過熱防止装置」及び「立ち消え安全装置」が義務設置となり、安全性の強化が図られています(ただし、卓上型の 1 口こんろ、業務用は除かれています)。

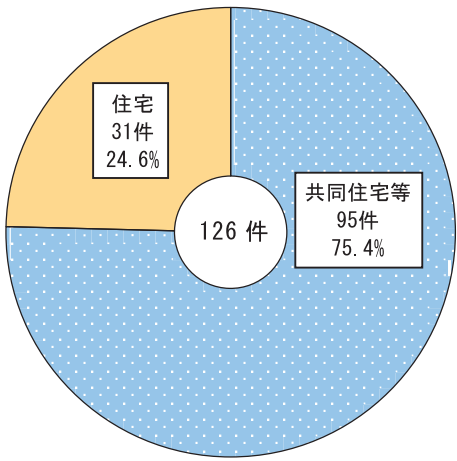
天ぷら油火災は平成 23 年から 200 件台で推移しています。減少傾向の理由は様々ですが、ガステーブルや電磁調理器 *の安全性の強化が図られたことが天ぷら油火災の減少の一因と推測されます。

イ 用途別の発生状況

用途別の火災状況を住宅や共同住宅等の居住用途部分(以下「居住用途部分」という。)と、居住用途以外の部分でみていきます。

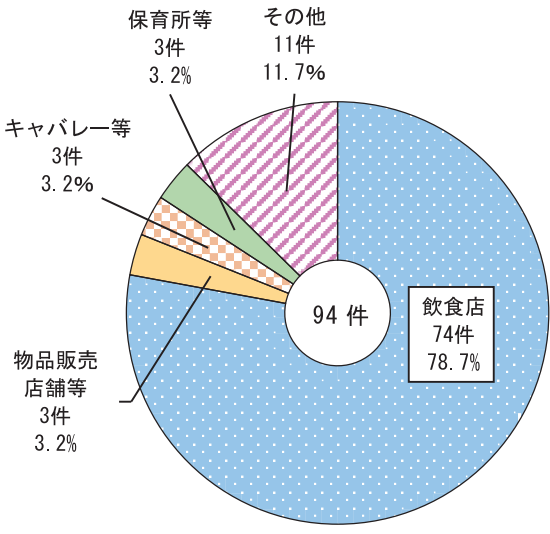
図 3-1-1 で居住用途部分からの出火は 126 件(57.3%)で、前年と比べて 1 件増加しています。負傷者の状況をみると、53 人(61.6%)が居住用途部分から発生しています。

図 3-1-1 居住用途の発生状況



注 住宅は複合用途の住宅部分を含みます。

図 3-1-2 居住用途以外の発生状況



注 その他はホテルや事務所などです。

図 3-1-2 で居住用途以外からの出火が 94 件（42.7%）で、このうち「飲食店」が 74 件（78.7%）と最も多く、次いで「物品販売店舗等」、「キャバレー等」、「保育所等」が各 3 件（3.2%）などとなっています。

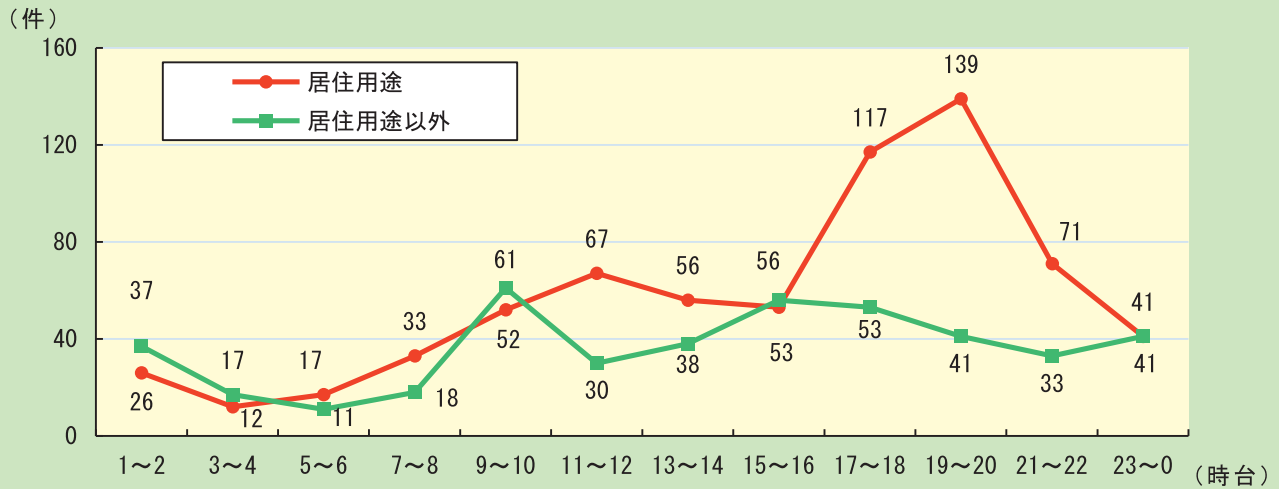
事例 1 油加熱中にその場を離れたため出火した天ぷら油火災（9 月）			
構 造 ・ 用 途	防火造 2/0 住宅	出火階・箇所	1 階・ダイニングキッチン
焼 損 程 度	建物ぼや 1 棟 ガスレンジフィルター 2 焼損		
この火災は、住宅 1 階のダイニングキッチンから出火したものです。 出火原因は、火元者の妻が揚げ物調理のため油を加熱中、電話に出るためその場を離れた際に、油が過熱され出火したものです。 火元者の妻は電話をした後、戻るとフライパンから炎が立ち上がっていたため、エアゾール式簡易消火具を使用し、初期消火しました。 通報は、火災警報を受信した警備会社の社員が現場へ向かい、火災の事実を確認したため、会社へ連絡し、警備会社の電話から 119 番通報しました。			

ウ 用途別時間別発生状況

最近 5 年間の天ぷら油火災 1,123 件のうち、出火時間が不明の 3 件を除いた 1,120 件の時間別の火災状況をみたものが図 3-1-3 です。居住用途から出火した状況をみると、17 時～18 時台で 100 件を超え、19 時～20 時台の時間帯には 139 件となりピークを迎えています。

深夜、早朝の時間帯をみると、1 時～2 時台、3 時～4 時台で居住用途以外からの出火件数が居住用途からの出火件数を上回っています。これは深夜、早朝まで営業している飲食店などからの出火が多いことによるものです。

図 3-1-3 時間別の火災状況（平成 25 年から平成 29 年までの累計）



(2) 出火理由と行為者

ア 年齢別発生状況

平成 29 年中の用途別行為者の状況をみたものが、表 3-1-2 です。

居住用途部分をみると、居住者の年齢に幅があり、行為者の年齢構成にも差がみられますが、40 歳代が 30 件（23.8%）、20 歳代、65 歳以上が各 28 件（22.2%）などとなっています。

また、居住用途部分の内訳をみると、「住宅」では 40 歳代、65 歳以上が各 11 件（35.5%）と最も多くなっている一方、「共同住宅等」では 20 歳代が 25 件（26.3%）と最も多くなっており、住宅よりも共同住宅等の方が、比較的若い単身者などが多いためと考えられます。

居住用途部分以外をみると、未成年を除き年齢構成に関係なく発生しています。

表 3-1-2 用途別年齢別発生状況

出 火 用 途		合 計	年 齢 区 分							
			15 歳 以下	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上
合 計		219	4	11	44	31	55	22	7	45
居住用途	小 計	126	4	10	28	11	30	11	4	28
	共同住宅等	95	4	6	25	11	19	9	4	17
	住宅	31	－	4	3	－	11	2	－	11
居住用途以外	小 計	93	－	1	16	20	25	11	3	17
	飲食店	73	－	－	12	15	21	10	2	13
	物品販売店舗等	3	－	1	1	－	1	－	－	－
	キャバレー等	3	－	－	1	1	－	－	－	1
	保育所等	3	－	－	1	1	－	－	－	1
	その他	11	－	－	1	3	3	1	1	2

注 1 「住宅」は、複合用途の住宅部分 5 件を含んで集計しています。

2 年齢不明等の 1 件は除く

イ 用途別出火理由

平成 29 年中の天ぷら油火災 220 件のうち、経過が「放置する・忘れる」により出火した 192 件について、用途別の出火理由をみたものが表 3-1-3 です。

居住用途部分で発生した 108 件の出火に至った理由は、「テレビをみた」が 20 件(18.5%)、「寝込んだ」が 14 件(13.0%)、「食事をした」、「外出した」が各 12 件(11.1%)などとなっており、油が温まるまでの間に少しだけ家事をしたり、テレビを見たりしてその場を離れている傾向があります。

居住用途以外で発生した 84 件は、「他の部屋で仕事をした」が 44 件(52.4%)、「雑談した」が 10 件(11.9%)などとなっています。特に、飲食店等では火気を使用する機会が多いうえ、限られた従業員で接客や調理、買い出し等様々な仕事を行っていることから、油を加熱中であることを忘れやすいといえます。

表 3-1-3 用途別出火理由

出 火 用 途		合 計	仕 他 事 の を 部 し 屋 た で	寝 込 ん だ	テ レ ビ を み た	雑 談 を し た	そ の 場 を 離 れ た	食 事 を し た	片 付 け 物 を し た	他 の 部 屋 で	外 出 し た	用 便 に い っ た	洗 濯 を し た	電 話 に 出 た	そ の 他
合 計		192	54	23	20	16	15	13	13	13	8	7	6	17	
居 住 用 途	小 計	108	10	14	20	6	12	12	4	5	7	6	12		
	共 同 住 宅 等	82	5	13	17	2	11	10	3	3	5	3	10		
	住 宅	26	5	1	3	4	1	2	1	2	2	3	2		
居 住 用 途 以 外	小 計	84	44	9	-	10	3	1	9	3	-	-	5		
	飲 食 店	68	34	8	-	10	2	1	8	2	-	-	3		
	キ ャ バ レ ー 等	3	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
	保 育 所 等	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	そ の 他	10	5	1	-	-	1	-	1	-	-	-	2		

注 1 「住宅」は、複合用途建物の住宅部分 5 件を含んで集計しています。

2 その他とは、ホテルや事務所などがあります。

(3) 初期消火状況

ここでは、初期消火のなかった火災 20 件を除く 200 件について、初期消火状況を居住用途と居住以外の用途に分けてみたものが図 3-1-4、図 3-1-5 です。

初期消火の成功率をみると、200 件のうち 172 件で成功しており、成功率は 86.0% となります。用途別にみると、居住用途部分では初期消火が行われた 117 件のうち 103 件 (88.0%) が初期消火に成功しており、効果的に初期消火が行われています。居住用途以外では、83 件のうち 69 件 (83.1%) が成功しています。

受傷状況をみると、居住用途全体で 53 人の負傷者が発生しており、このうち 30 人 (56.6%) が初期消火中に受傷しています。30 人のうち、水道水をかけて初期消火したのは 15 人 (50.0%) いました。また、居住用途以外では負傷者 33 人が発生しており、このうち 20 人 (60.6%) が初期消火中に受傷しています。20 人のうち、水道水をかけて初期消火したのは 4 人 (20.0%) でした。

天ぷら油火災発生時の初期消火で水をかけた場合、高温の油が飛散し周囲に延焼するだけではなく、立ち上がった炎によって自身が怪我をする恐れがあり非常に危険です。天ぷら油火災に対応した消火器を使用するなどの適切な消火器具を用いて消火することが大切です。

図 3-1-4 居住用途の初期消火状況

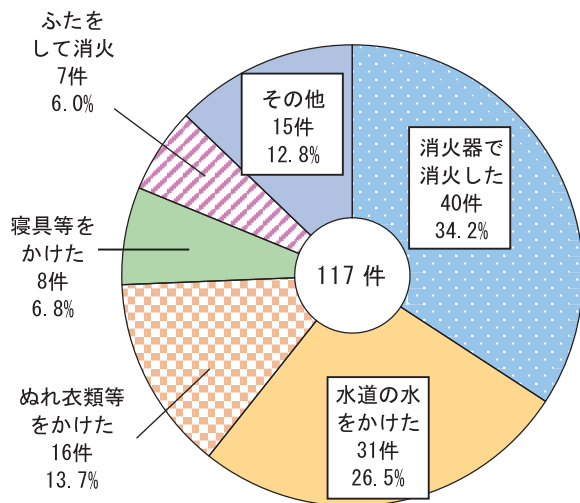
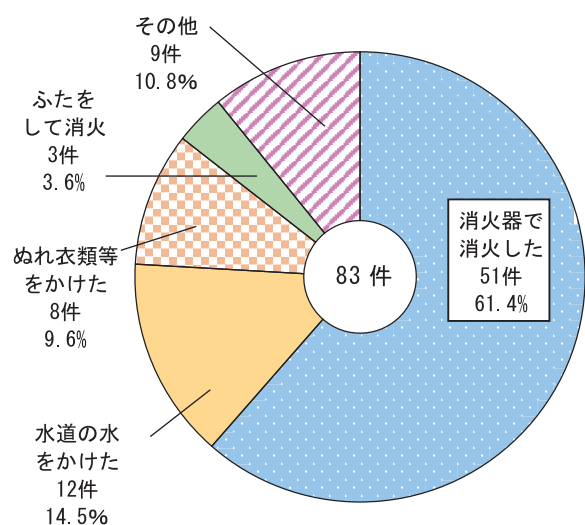


図 3-1-5 居住用途以外の初期消火状況

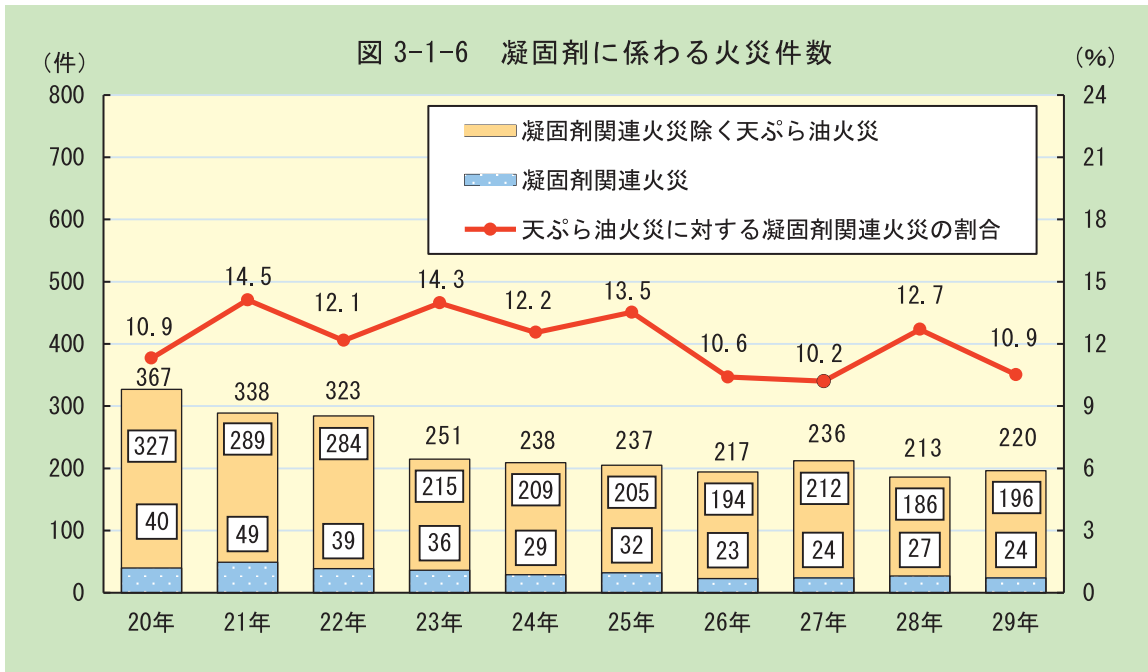


(4) 凝固剤に係わる火災

天ぷら油火災のうち、油を固めて廃棄するために使用する凝固剤（油をゼリー状に凝固する顆粒状の薬品）に係わる火災件数についてみたものが図 3-1-6 です。凝固剤は、天ぷら油を高温（約 80℃）にしてから使用するため、調理後時間が経って冷えた天ぷら油は再度加熱して、油の温度を上げる必要があります。調理の意識がないことから、加熱していることを忘れやすい傾向があります。

平成 29 年中は 24 件で、前年と比べて 3 件減少し、天ぷら油火災の 10.9% を占めており、最近 10 年間で 3 番目に低い割合となっています。

凝固剤を投入する前に出火した火災は19件（79.2%）、投入した後は5件（20.8%）となっています。用途別にみると、居住用途で11件、飲食店で10件などとなっています。



事例 2 油を再加熱中に、その場を離れたため出火した天ぷら油火災（5月）

構造・用途	耐火造 3/0 複合用途建物（飲食店・住宅等）	出火階・箇所	1階・調理場
焼損程度	建物ぼや1棟 レンジパネル1焼損		

この火災は、飲食店の1階調理場から出火したものです。

出火原因は、店長が閉店後に油を処理するため、天ぷら油を再加熱していた際に、その場を離れ店内の掃除をしていたため出火したものです。

店長と店員は、店内の掃除をしていると、調理場から炎が立ち上がるのを見つけました。

店員は、調理場に設置してある粉末消火器で初期消火し、店長は、初期消火が終了後、自身の携帯電話で119番通報しました。

近年は、天ぷら油火災に対応したエアゾール式簡易消火具*が普及するなど女性や高齢者にも扱いやすい小型の消火器具があります。一般の住宅には消火器の設置義務はありませんが、一家に1つ用意しておくとならば火災の際に役立つかもしれません。

また、近年はスマートフォンの普及により、アプリなどの操作に夢中になり加熱していたことを忘れていたケースなどもありました。火気を使用する際は、その場から離れない、火気から目を離さない基本の行動がとても重要です。

2 危険物類

- 前年と比べて、危険物類の火災は11件減少し、最近10年間で最少の件数です。
- 着火物別火災状況において、3割以上がガソリンです。
- 発火源が危険物類である火災において、4割近くが「余熱で発火する」です。

ここで取り上げる「危険物類」とは、発火源または着火物が危険物（法別表に掲げる発火性または引火性を有する物品）や、自然発火の恐れのある物質（石灰・揚げ玉等）であり、危険物については、その貯蔵・取扱数量が危険物の規制に関する政令別表第三に定める指定数量*の5分の1未満の危険物で「天ぷら油火災」を除いて取り上げています。指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う「許可施設」及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う「少量危険物貯蔵取扱所」における火災状況については「第6章 12 危険物施設」で取り上げています。

また、「天ぷら油火災」における火災状況については、「第3章 1 天ぷら油火災」で取り上げています。

(1) 火災状況

危険物類の年別火災状況をみたものが表3-2-1です。平成29年中は114件で、前年と比べて11件減少し、最近10年間では最も少なくなっています。

表3-2-1 年別火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 件 数										損 害 状 況				
	合 計	建 物					車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	物 ぼ や									
20年	166	87	6	2	15	64	57	1	-	21	730	174	190,478	2	38
21年	134	65	5	4	11	45	55	-	-	14	905	292	199,169	4	40
22年	148	86	6	-	10	70	47	1	-	14	958	247	161,091	2	45
23年	130	72	3	3	13	53	49	1	-	8	842	172	209,063	1	42
24年	148	76	4	1	11	60	61	-	-	11	1,408	215	526,489	4	42
25年	147	85	5	3	14	63	52	-	-	10	1,061	239	895,933	1	39
26年	137	68	1	2	6	59	56	1	-	12	1,473	325	219,783	2	44
27年	129	77	5	4	6	62	39	-	1	12	1,017	287	231,889	6	44
28年	125	65	1	2	12	50	45	-	-	15	156	104	64,874	-	50
29年	114	60	5	2	13	40	43	-	-	11	1,070	315	162,067	1	38

全火災件数（治外法権火災1件を除く。）に占める危険物類の火災の割合は、2.7%で前年と比べて0.4ポイント減少しています。延焼拡大率（建物火災件数に占める部分焼以上の火災の割合）は33.3%で前年と比べて10.2ポイント増加しています。

また、延焼火災（建物部分焼以上の火災）1件あたりの焼損床面積は53.5 m^2 で、前年と比べて43.1 m^2 増加しています。負傷者の発生状況をみると、全負傷者数に占める危険物類の火災による負傷者の割合は5.0%で、前年と比べて0.9ポイント減少しています。

(2) 着火物別の火災状況

ア 着火物の類別火災状況

危険物類の火災 114 件中、着火物が危険物類であった火災は 94 件発生しており、これを類別に火災状況を表したものが表 3-2-2 です。

表 3-2-2 の類別火災状況を見ると、「ガソリン」が 29 件（30.9%）と最も多く、次いで「エンジンオイル」が 16 件（17.0%）、「灯油」が 13 件（13.8%）などとなっています。

表 3-2-2 着火物別火災状況

着火物			火災件数							損害状況					
			合計	建物					車両 その他	焼損床面積 (㎡)	焼損表面積 (㎡)	死者	負傷者		
				小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや							
合計			94	46	5	1	13	27	42	6	940	190	1	36	
第 四 類	特殊引火物	エーテル	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
		第一石油類	ガソリン	29	6	2	-	3	1	21	2	242	43	-	3
			シンナー	2	2	-	-	1	1	-	-	13	-	-	3
			アセトン	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3
			ベンゼン	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
			トルエン	1	1	-	-	1	-	-	-	-	12	-	-
			その他の第一石油類	9	7	1	-	1	5	1	1	82	66	-	5
	アルコール類		9	6	-	-	1	5	2	1	-	2	-	4	
	第二石油類	灯油	13	11	2	-	5	4	1	1	569	59	-	13	
		その他の第二石油類	4	1	-	1	-	-	2	1	33	8	-	1	
	第三石油類	その他の第三石油類		2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	第四石油類	潤滑油	エンジンオイル	16	1	-	-	-	1	15	-	-	-	1	2
			電気絶縁油	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	動植物油		2	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	2
	類	不明		2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-

着火物が危険物類であった火災 94 件の出火要因別状況をみたものが表 3-2-3 です。

この表から、出火要因としては、「維持管理不適」が 30 件（31.9%）と最も多く、次いで「取扱方法不良」が 22 件（23.4%）、「可燃物の取扱不適」が 8 件（8.5%）、「火気の取扱不適」が 7 件（7.4%）などとなっています。

「維持管理不適」の 30 件についてみると、車両から出火したものが 20 件（66.7%）発生しており、7 割近くを占めています。純正品以外のパーツを取り付け未点検のまま走行を続けたため、エンジンオイルが漏れ、排気管に着火し出火したケースなどがあります。

「取扱方法不良」の 22 件についてみると、居室から出火したものが、8 件（36.4%）発生しており、4 割近くを占めています。また、石油ストーブ等から出火したものが 7 件（31.8%）となっており、3 割以上を占めています。

「火気の取扱不適」の 7 件についてみると、ライターの裸火*により引火したものが 4 件（57.1%）発生しています。

表 3-2-3 出火要因別状況

出 火 要 因 区 分	件 数
合 計	94
維 持 管 理 不 適	30
取 扱 方 法 不 良	22
可 燃 物 の 取 扱 不 適	8
火 気 の 取 扱 不 適	7
取 扱 位 置 不 適	3
設 置 位 置 不 適	2
そ の 他	19
不 明	3

イ 出火原因別状況

着火物が危険物類であった火災 94 件の出火原因別状況をみたものが表 3-2-4 です。

出火原因を発火源別にみると「石油機器」が 18 件（19.1%）、「火種」が 12 件（12.8%）、「ガス機器」及び「電気機器」がそれぞれ 9 件（9.6%）などとなっています。

このうち、出火原因で最も多いのは「石油ストーブ」が 12 件（12.8%）、「ライター」が 7 件（7.4%）となっており、この 2 つで 2 割を超えています。前年と比べて「石油ストーブ」は 7 件増加し、ライターは 2 件増加しています。

事例 1 揚げかすの余熱により出火した火災（6 月）			
構 造 ・ 用 途	耐火造 2/1 複合用途(飲食店・物品販売店舗)	出火階・箇所	地下 1 階・調理場
焼 損 程 度	建物ぼや 1 棟 揚げかす若干焼損		
この火災は、地下 1 階飲食店の調理場から出火したものです。 出火原因は、飲食店の従業員が、高温の揚げかすを温度が下がりきる前に一斗缶に入れたため、余熱により時間の経過とともに酸化発熱が促進され、出火したものです。			

表 3-2-4 類別の出火原因

出火原因		合 計	第四類														
			第 特 殊 引 火 物 ・ エー テル	第一石油類					ア ル コ ー ル 類	第二石油類		第 三 石 油 類 ・ 重 油	第四石油類		動 植 物 油	不 明	
				ガ ソ リ ン	ト ル エ ン	ベ ン ゼ ン	シ ン ナ ー	ア セ ト ン		そ の 他 の 第 一 石 油 類	灯 油		そ の 他 の 第 二 石 油 類	潤 滑 油 ・ エ ン ジ ン オ イル			電 氣 絶 縁 油
合 計		94	1	29	1	1	2	2	9	9	13	5	1	16	1	2	2
石油機器	小 計	18	-	1	-	-	1	-	2	2	12	-	-	-	-	-	-
	石 油 ス ト ー プ	12	-	1	-	-	1	-	1	-	9	-	-	-	-	-	-
	石 油 バ ー ナ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	石 油 ファンヒータ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	石 油 ラ ン プ	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	アルコールこんろ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	代 用 ス ト ー プ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
火 種	小 計	12	-	2	-	1	-	1	6	1	-	1	-	-	-	-	-
	ラ イ タ ー	7	-	-	-	1	-	1	4	-	-	1	-	-	-	-	-
	金属と金属の衝撃火花	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	車 両 等 の 衝 撃 火 花	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火 の つ い た 油 等	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
ガス機器	小 計	9	-	1	-	-	-	1	-	3	1	-	-	-	-	2	1
	ガ ス テ ー プ ル	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-
	簡易型ガスこんろ	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	ガ ス こ ん ろ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	大 型 レ ン ジ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	大 型 ガ ス こ ん ろ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	アセチレンガス切断器	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気機器	小 計	9	1	4	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
	電 気 溶 接 器	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 恒 温 器	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	蛍 光 灯	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	洗 浄 機	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	投 光 器	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	発 電 機	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帯電衣類のスパーク	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放 火		5	-	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
車 両		38	-	16	-	-	-	-	-	2	-	2	1	16	-	-	1
そ の 他		3	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

(3) 発火源別の火災状況

ア 火災状況

危険物類の火災 114 件中、発火源が危険物類であった火災は 21 件発生しており、これを発火源と業態別に火災状況を表したものが表 3-2-5 です。

表 3-2-5 発火源と業態別火災状況

発火源	合 計	業態															態
		大 学	建 築 工 業	日 本 材 料 店	エ ス テ テ ィ ツ ク 業	す し 店	一 般 飲 食 店	リ ネ ン サ プ ラ イ 業	金 属 製 品 塗 装 業	港 湾 運 送 業	脂 肪 酸・硬 化 油・グ リ セ リ ン 製 造 業	真 空 装 置・真 空 機 器 製 造 業	石 油 製 品 石 炭 製 品 製 造 業	普 通 銀 行	遊 園 地	旅 館 ・ ホ テ ル	そ の 他
合 計	21	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
油 布	6	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	1
揚 げ か す	4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
石 灰	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
油 布 製 品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
その他の金属の 水 素 化 物	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属ナトリウム	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 炭	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
塗 料 か す	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
野 積 み の ご み	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
油 ぼ ろ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
有機金属化合物	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 業態：普通銀行は、建物地下の産業廃棄物保管所において、揚げかすから出火したものです。

この表から発火源別にみると、「油布」が 6 件（28.6％）で最も多く、次いで「揚げかす」が 4 件（19.0％）などとなっています。

また、業態別にみると、「大学」が 3 件（14.3％）で最も多く、いずれも化学物質が発火源となっています。

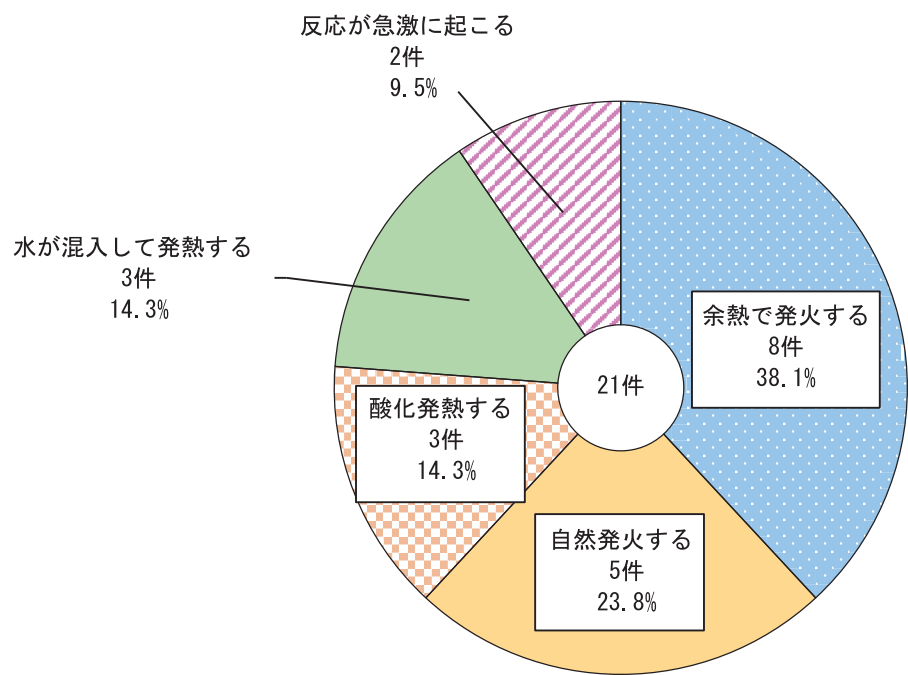
事例2 石油ストーブの燃料を誤ったため出火した火災（1月）			
構造・用途等	防火造 2/0 長屋兼共同住宅	出火階・箇所	2階・居室
焼 損 程 度	建物部分焼 1 棟 22 m ² 等焼損		
この火災は、共同住宅の2階居室から出火したものです。 出火原因は、居住者（60歳代男性）が、石油ストーブのカートリッジタンクにガソリンとその他の油を混ぜて入れ点火したことにより、異常燃焼をおこし出火したものです。			

イ 出火原因

発火源が危険物類である21件の火災を出火原因別にみたものが図3-2-1です。「余熱で発火する」が8件（38.1%）で最も多く、次いで「自然発火する」が5件（23.8%）、「酸化発熱する」、「水が混入して発熱する」が各3件（14.3%）などとなっています。

余熱で発火した火災8件についてみると、このうち4件は調理後の揚げかす等を放置したため発生しています。

図3-2-1 出火原因別火災状況



危険物類は、発火、引火しやすい性質を有し、火災に至った場合は消火が困難なことから、甚大な被害が見込まれます。法令に従って数量の管理を適正に行い、それぞれの性質に適した保管をすることが大切です。

また、万が一火災が発生した場合の消火方法等も、訓練を通じて全員が把握することが大事です。

3 エアゾール缶等

- エアゾール缶等関連火災件数が最近 10 年間で、最も低くなっています。
- エアゾール缶等の火災による負傷者が最近 10 年間で、平成 24 年に次いで低くなっています。

(1) 火災状況

ア エアゾール缶の火災状況

ここでいう「エアゾール缶等」の火災とは、可燃性ガスを噴射剤とした整髪剤や消臭剤等のエアゾール缶と簡易型ガスこんろの燃料として用いられるボンベを合わせています。

LPGを使用したエアゾール缶等は、高温になると内圧が高まって破裂する恐れがあります。さらに、周囲に火源となるものと、噴出したLPGに引火して火災に至る可能性があります。

エアゾール缶等の生産量をみると、平成 29 年中はエアゾール缶が 5 億 3,448 万 7 千本^{注1}で、前年と比べて 1,686 万 6 千本増加しており、簡易型ガスこんろ用燃料ボンベ（通称：カセットボンベ）が 1 億 5,477 万 1,304 本^{注2}で、前年と比べて約 486 万本減少しています。

注1 一般社団法人 日本エアゾール協会提供

注2 一般財団法人 日本ガス機器検査協会提供

イ 年別火災状況

エアゾール缶等関連火災の年別発生状況をみたものが表 3-3-1 です。

平成 29 年中の火災件数は 72 件で、前年と比べ 40 件減少し、100 件を下回りました。火災種別でみると、建物火災が 54 件（75.0%）、車両火災が 17 件（23.6%）で、いずれも最近 10 年間では最も少ない発生となっており、平成 21 年以降減少傾向で推移しています。

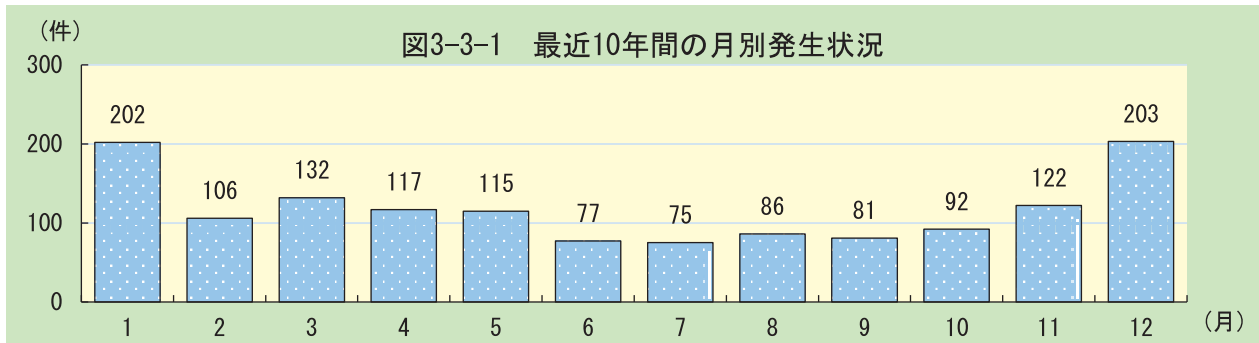
焼損床面積は 404 m²で、前年と比べて 136 m²増加しています。死者は 1 人発生、負傷者は 41 人で前年と比べて 32 人減少しています。

表 3-3-1 年別火災状況（最近 10 年間）

年 別	火 災 件 数									損 害 状 況				
	合 計	建 物					車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 床 面 積 (m ²)	焼 損 表 面 積 (m ²)	損 害 (千 円)	死 者	負 傷 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や								
20 年	206	67	-	1	2	64	135	-	4	102	41	81,530	1	74
21 年	207	77	-	2	6	69	127	-	3	207	98	40,418	-	53
22 年	176	70	-	1	5	64	104	1	1	115	123	37,454	-	64
23 年	155	74	1	1	1	71	78	-	3	88	30	20,510	-	62
24 年	118	61	-	1	4	56	54	1	2	191	14	30,488	-	41
25 年	129	72	-	1	4	67	51	1	5	54	21	10,442	-	55
26 年	121	69	1	1	6	61	45	-	7	263	53	39,331	1	60
27 年	112	67	-	3	1	63	43	-	2	199	2	46,641	-	59
28 年	112	75	1	-	6	68	34	-	3	268	59	40,316	-	73
29 年	72	54	1	4	4	45	17	-	1	404	147	333,573	1	41

最近 10 年間の月別発生状況をみたのが図 3-3-1 です。1 月、3 月及び 12 月の火災多発期に火災件数が多く、特に 1 月と 12 月に多く発生しています。使用中の火気設備機器の周辺でエアゾール缶を廃棄のため穴開け中に出火するケース、エアゾール缶を暖房器具の上や

前に置いて出火するケース及び簡易型ガスこんろを使用する際に燃料ボンベの装着不良により接続部から燃料ガスが漏れて出火するケースなどがあります。



注 平成20年から平成29年までの累計値です。

(2) 火災発生要因

火災となったエアゾール缶等のうち、缶の種類ごとにまとめたものが表3-3-2です。

缶の種類をみると、ヘアスプレー缶や殺虫剤、制汗スプレー等のエアゾール缶が42件(58.3%)、簡易型ガスこんろ用燃料ボンベが30件(41.7%)となっており、エアゾール缶に係わる火災が、全体の6割近くを占めています。

要因別にみると、「取扱不適に係る火災」の33件(45.2%、前年比8件減少)に比べ、「廃棄方法に係る火災」が39件(54.2%、同31件減少)と若干多い割合で発生しています。

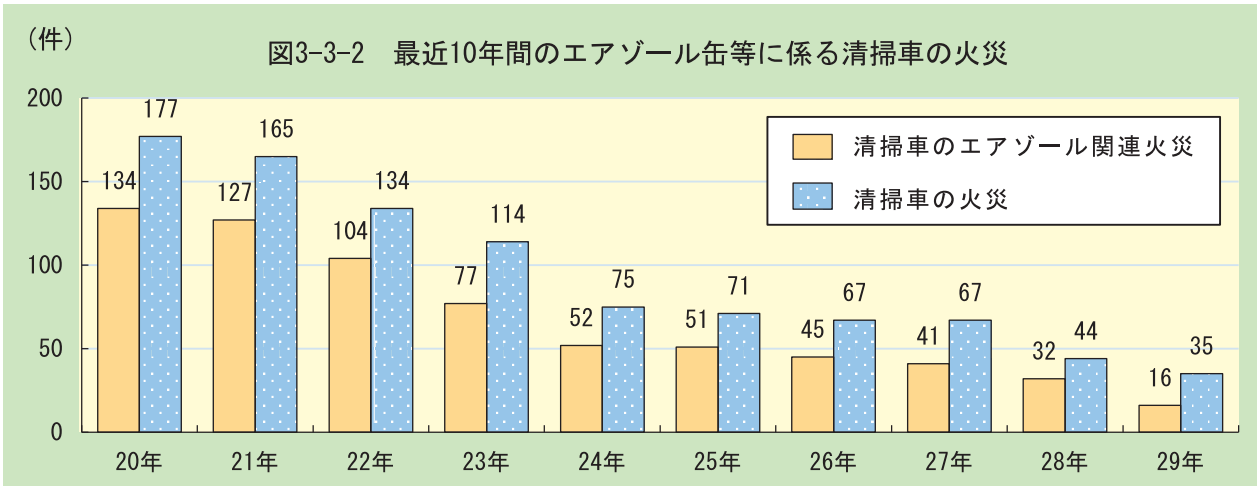
表3-3-2 火災発生の要因等

火 災 発 生 要 因			合 計	缶 の 種 類							死 者	負 傷 者	
				エ ア ゾ ー ル 缶									燃 簡 料 易 ボ 型 ン ガ ベ ス こ ん ろ 用
				ヘ ア ス プ レ ー	殺 虫 剤	制 汗 ス プ レ ー	パ ー ツ ク リ ー ナ ー	塗 装 ス プ レ ー	日 焼 止 め ス プ レ ー	そ の 他 ・ 不 明			
合 計			72 (3)	10	7	6	6	1	1	11	30 (3)	1	41 (4)
廃 棄	穴 開 け	21	39	3	1	6	-	1	-	-	10	-	17
	清 掃 車	16		5	1	-	-	-	1	6	3	-	-
	廃 棄	2		-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
取 扱 不 適	装着不良	4 (1)	33 (3)	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2 (1)
	暖房器具	5		-	1	-	1	-	-	2	1	1	5
	厨房器具	5		-	1	-	-	-	-	-	4 (2)	-	2
	そ の 他	19 (2)		2	3	-	5	-	-	3	6 (1)	-	15 (3)

注 ()内の数値はボタンガストーチバーナの件数を内数で示したものです。

ア 清掃車における火災

平成29年中の清掃車から出火した火災は35件です。そのうち清掃車荷箱内でごみとして収集されたエアゾール缶等が、圧縮された際に残存ガスを噴出し、回転板の圧縮や接触によって発生した火花等により引火し出火した火災は16件で、前年と比べて16件減少しており、最近10年間では最も少ない発生となっています。



エアゾール缶を廃棄する場合には、必ず中身を使い切り、各区市町村が指定するごみの分別区分を守って捨てましょう。火の近くで穴開けすると、漏れたガスに引火し火災に至る可能性があります。

また、やむを得ず使い切らずに捨てる時には、火気のない通気性の良い屋外で残存ガスがなくなるまで噴射し、廃棄しましょう。

イ 穴開け・ガス抜きによるもの

エアゾール缶等を廃棄するため、ドライバーや缶切り等で缶に穴を開けた際、噴出した残存ガスが、近くで使用していたガステーブルやガスストーブなどの炎に引火した火災は21件で前年と比べて15件減少しています。

事例 1 スプレー缶の穴開けにより引火した火災（4月）			
構 造 ・ 用 途 等	防火造 2/0 住宅	出火階・箇所	2階・台所
焼 損 程 度	建物ぼや1棟 網戸等焼損 負傷者1人		
この火災は、住宅の2階台所で出火した火災です。 出火原因は、火元者がガス瞬間湯沸器を使用したまま、スプレー缶の穴開けをしたことにより、漏れたガスがガス瞬間湯沸器の炎に引火し出火したものです。 火元者は、友人と病院へ行きましたが診察できなかったため救急相談センターに連絡しています。その後出場した消防隊が部屋を確認すると、台所で網戸等に燃えた跡があったため、火災であることがわかりました。			

ウ 暖房器具や厨房器具の上や前に置くことによるもの

エアゾール缶等を暖房器具や厨房器具に近接して置いたため出火した火災は11件発生し、前年と比べて5件増加しています。これは、ファンヒーターなどの前やガステーブルの周囲に置いていたためエアゾール缶等が過熱され、内圧が高まって破裂し、噴出したLPGに引火して火災となったものです。

エ 装着不良によるもの

簡易型ガスこんろの燃料ボンベの装着が不十分だったため、接続部から燃料ガスが漏れて出火した火災は4件で前年と同件数になっています。

ボンベを装着する際は、ボンベ本体の切欠き部の位置をよく確認してから、簡易型ガスこんろの容器受けガイドに合わせて正しく取り付ける必要があります。

事例2 カセットこんろ用ガスボンベの装着不良により出火した火災（1月）			
構造・用途等	耐火造 5/0 複合用途 （飲食店・共同住宅）	出火階・箇所	4階・居室
焼 損 程 度	建物ぼや1棟 カセットこんろ1、こたつ1等焼損		
この火災は、複合用途の4階共同住宅から出火したものです。 出火原因は、火元者（80歳代男性）がカセットこんろのボンベを交換する際、接続不良によりボンベ接続部からガスが漏れたことに気付かずにマッチで点火したため、漏れたガスに引火し出火したものです。 近隣住民が爆発音と炎が上がっているのを発見し、携帯電話で119番通報しています。			

オ ブタンガストーチバーナ*における火災

ブタンガストーチバーナとは、簡易型ガスこんろ用燃料ボンベ（通称：カセットボンベ）に、点火装置と炎口が付属している本体を接続し、ガス流量と空気取入量を調節しながら点火装置（イグナイタ）で着火する器具です。おもに、食材の炙り、バーベキューでの炭火の着火、枯草焼却など、個人、業務、屋内外を問わず幅広く使用されています。平成29年中のブタンガストーチバーナから出火した火災は3件で、死者の発生はありませんが、負傷者が4人発生しています。要因をみると「取扱」が3件、「装着不良」、「穴開け」はありません。「取扱」は、ブタンガストーチバーナをカセットボンベに取り付ける際に、締めすぎたことによりガスが漏れ、そのことに気が付かないまま点火したためガスに引火したものです。「装着不良」のよくある事例は、カセットボンベと本体を接続した際に、接続状態が悪く、ガスが漏れてしまい、点火動作の際、ガスに引火したものがあります。「穴開け」のよくある事例は、ブタンガストーチバーナのガスがなくなったため、取替えて穴開けをした際に、別に使用していたバーナの炎で引火したものなどがあります（表3-3-3参照）。

表 3-3-3 ブタンガストーチバーナ火災の要因

発 火 源 と 要 因		合 計		燃 料 こ 簡 易 型 ボ ン ベ 用 ス	死 者	負 傷 者
ブ タ ン ガ ス ト ー チ バ ー ナ	取 扱	3	3	3	-	4
	装 着 不 良	-				
	穴 開 け	-				

- ### (1) 火災状況

なお、平成 29 年中の「爆発による火災」、「爆発のみ」はありません。

[illegible]

(2) 出火原因

発火源と着火物との状況をみたものが表 3-4-2 です。

発火源では「簡易ガスこんろ」が 3 件(20.0%)、次いで「ガスファンヒータ」が 2 件(13.3%)などとなっています。

着火物の状況を見ると、「簡易型ガスこんろ用燃料ボンベ」、「エアゾール缶」、「都市ガス」、「プロパンガス」のガス類が計 9 件(60.0%)と 6 割を占めています。

ガス爆発は、都市ガスやプロパンガスなどの可燃性ガスが急速な熱膨張をするときに、何らかの発火源により、そこを中心に周囲に伝播していく現象をいいます。ガスは目に見えず、また、思わぬところに滞留しているため、その存在に気付かずに火気を使用して爆発火災に至る場合があります。ガスによる爆発火災の多くは、簡易型ガスこんろ用燃料ボンベやエアゾール缶の取扱不適、機器の取扱いや維持管理の不適によって発生しており、使用する側が注意をすれば防げるものがほとんどです。

表 3-4-2 主な発火源と着火物との状況

発火源			合 計	着火物								
				ガス類				台 所 用 品	そ の 他 の 石 油 類	電 気 製 品	電 線 被 覆	不 明
				用 燃 料 ボ ン ベ	簡 易 型 ガ ス こ ん ろ	エ ア ゾ ー ル 缶	都 市 ガ ス					
合 計			15	4	2	2	1	2	1	1	1	1
火災による爆発	簡 易 型 ガ ス こ ん ろ		3	2	-	-	-	1	-	-	-	-
	ガ ス フ ァ ン ヒ ー タ		2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ク ッ キ ン グ ヒ ー タ *		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	発 電 機		1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	電 気 冷 蔵 庫		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	ガスロースター（無煙を除く）*		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	給 湯 器		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	充 電 式 電 池		1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	差 込 み プ ラ グ		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
不 明		3	1	-	-	1	-	-	-	-	1	

注 平成 29 年中「爆発による火災」、「爆発のみ」はありません。

(3) 建物用途別の発生状況

爆発火災 15 件の火災のうち、建物用途別にみたものが表 3-4-3 です。

「共同住宅」と「住宅」の居住用途で発生したものが 9 件（60.0%）で最も多く、次いで「飲食店」が 2 件（13.3%）などとなっています。

表 3-4-3 用途別の発生状況

項	用	途	合	火							
				ガ				台	所	の	電
				用	簡	エ	都				
				燃	易	ア	市	プ		他	電
				料	型	ゾ	ガ	ロ		の	気
				ボ	ガ	ール	ス	パ		石	製
				ン	ス	缶		ン		油	被
				ベ	こん			ガ		類	覆
			計		ろ			ス	品		明
合		計	15	4	2	2	1	2	1	1	1
3 項口	飲	食	店	2	1	-	1	-	-	-	-
5 項口	共	同	住	宅	3	2	-	1	-	-	-
7 項	大		学	1	-	-	-	-	-	-	1
12 項イ	作		業	所	1	-	-	-	-	1	-
非 該 当	車		両	1	-	-	-	1	-	-	-
	住		宅	6	1	2	-	-	2	-	1
	危険物施設（一般取扱所）			1	-	-	-	-	-	1	-

事例 電気クッキングヒータ * が原因でカセットボンベが爆発した火災（5月）

構造・用途等 防火造 2/0 住宅 出火箇所 1階・台所

焼 損 程 度 建物ぼや 1 棟 簡易ガスこんろ 1、台所用品等焼損 負傷者 1 人

この火災は、住宅の 1 階台所から出火したものです。

出火原因は、電気クッキングヒータの上に台所用品と簡易型ガスこんろを重ねて使用していたところ、誤って電気クッキングヒータのスイッチを入れたため、台所用品が焼損し簡易型ガスこんろのカセットボンベが爆発し出火したものです。

爆発音と煙を発見した近隣住民が自宅の固定電話で 119 番通報しています。

5 社告品等から出火した火災

- 社告品等から出火した火災は全て電気設備機器でした。
- 平成 20 年以降、社告品等から出火した火災件数が最少となりました。

(1) 火災状況

ここでいう「社告品」とは、製造業者等が新聞等の各種広報媒体を通じて消費者に対して、火災発生のおそれがある等の緊急の知らせを実施している製品のことをいい、流通及び販売段階からの回収、消費者の保有する製品の交換、改修（点検・修理など）又は引き取りなどのリコール製品も含んでいます。

また、社告品に該当していない製品でも、自主改修を実施している製品もあります。これらを合わせて「社告品等」としています。

社告品関連火災の年別火災状況をみたものが表 3-5-1 です。平成 29 年中の社告品に関連した火災件数は 13 件で、前年と比べて 9 件の減少となっています。この内訳は建物火災が 13 件となっており、車両火災及びその他火災はありません。

また、死者は発生していませんが、負傷者が 1 人発生しています。

表 3-5-1 年別火災状況（最近 10 年間）

年 別	火 災 件 数							損 害 状 況					
	合 計	建 小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	物 ぼ や	車 両	そ の 他	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 (千円 額)	死 者	負 傷 者
20 年	29	29	-	-	7	22	-	-	30	20	13,743	-	4
21 年	22	20	-	-	5	15	2	-	17	16	4,136	-	1
22 年	18	17	-	-	2	15	1	-	1	2	970	-	-
23 年	28	27	-	-	5	22	1	-	23	5	8,849	-	5
24 年	23	22	-	-	4	18	-	1	7	2	2,867	-	3
25 年	22	19	-	-	3	16	2	1	30	7	13,404	-	4
26 年	24	22	-	-	4	18	1	1	12	35	2,407	-	2
27 年	23	22	-	-	1	21	1	-	-	1	814	-	2
28 年	22	17	-	-	-	17	3	2	-	-	490	-	3
29 年	13	13	-	-	-	13	-	-	-	-	449	-	1

(2) 電気設備機器

社告品等から出火した火災13件は全て電気設備機器によるもので、前年と比べて8件減少しています（表3-5-2参照）。内訳は、「コンピュータ（本体・外付け機器含む）」が3件（23.1%）、「電気クッキングヒータ*」が2件（15.4%）などとなっており、リチウムイオン電池関連でみると、「モバイルバッテリー」の1件（7.7%）で前年と比べ3件減少しています（図3-5-1参照）。

図3-5-1 電気設備機器火災の発火源内訳

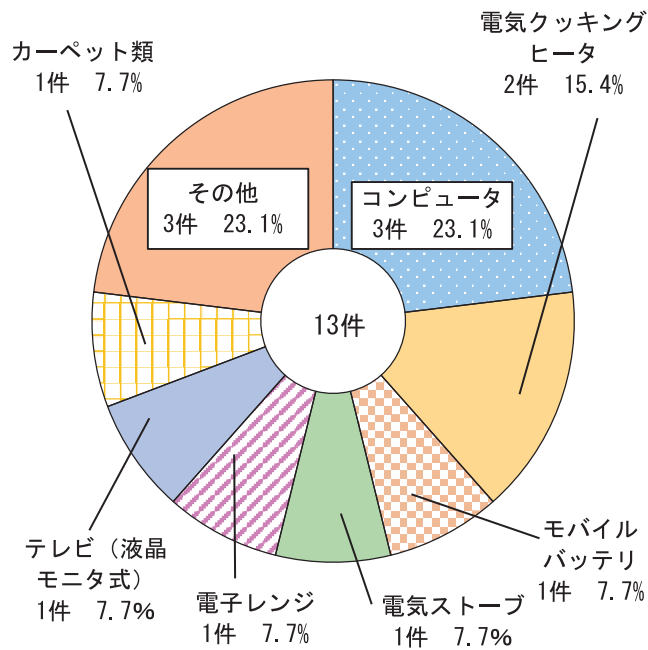


表3-5-2 社告品の電気設備機器から出火した火災（平成29年中）

製品名・品番		社告発表日	製造期間・販売期間	社告内容	種別度
コンピュータ（本体・外付け機器含む）	液晶一体型デスクトップコンピュータ エプソンダイレクト(株) Endeavor PU100S	H27.6.29	H24.10～ H26.3 製造	ハードディスク用電源コネクタの絶縁性能の劣化により、端子間で短絡し出火する。	建物 ぼや (1件)
	ノートパソコン用 バッテリーパック パナソニック(株) CF-S10CYBDR	H26.5.28 H26.11.13	H23.4～ H24.9 製造	製造時の不具合により、放充電を繰り返す内にリチウムイオンバッテリーセルが内部短絡し出火する。	建物 ぼや (1件)
	ノートパソコン用 バッテリーパック 東芝 PR73136 DRFKD	H28.1.28	H23.6～ H27.3 製造	製造時の不具合により、放充電を繰り返す内にリチウムイオンバッテリーセルが内部短絡し出火する。	建物 ぼや (1件)

電気 ク ッ キ ン グ ヒ ー タ	電気クッキングヒータ サンウェーブ工業(株) S B E - 1 0 1 - 1 0 0 V	H19.7.4	S58～ H8 販売	調理スイッチが誤って入りやすい構造であるため、身体・荷物等が触れて点火状態となり、可燃物がヒータ上や周囲におかれていた場合、火災に至る。	建物 ぼや (1件)
	電気クッキングヒータ (株)ハウステック (旧 日立化成工業株)	H19.7.3	S59.4～ S63.9 販売	調理スイッチが誤って入りやすい構造であるため、身体・荷物等が触れて点火状態となり、可燃物がヒータ上や周囲におかれていた場合、火災に至る。	建物 ぼや (1件)
モ バ イ ル バ ッ テ リ	モバイルバッテリー (株)ハック H A C 1 1 8 2	H28.11.18	H28.8～ H28.9 販売	モバイルバッテリーの製造工程上の不具合により、リチウムイオンバッテリーセル内部が短絡し出火する。	建物 ぼや (1件)
電 気 ス ト ー ブ	電気ストーブ ユアサプライムス(株) Y A - C 9 4 5 S R (W H)	H28.3.19	H27.9～ H28.2 販売	強弱切替用に使用されているダイオードの不具合により、異常発熱し、出火する。	建物 ぼや (1件)
電 子 レ ン ジ	電子レンジ 岩谷産業(株) I M - 5 7 5	H15.9.2	H10.3～ H12.10 製造	ラッチスイッチ等で使用しているマイクロスイッチの不具合により、接点部分から出火する。	建物 ぼや (1件)
テ レ ビ (液 晶 モ ニ タ 式)	液晶テレビ ソニー(株) K D L - 4 0 V 5 0 0 0	H23.10.12	H19.9～ H20.12 販売	液晶バックライト点灯用インバータトランスの不具合により巻線が発熱・溶断し出火する。	建物 ぼや (1件)
カ ー ペ ット 類	ホットカーペット パナソニック(株) (旧)松下電工(株) D R 2 5 0 9	H22.1.25	H14.2～ H15.12 製造	温度コントローラのリレー接点回路の内部に、金属粉が堆積し、ショートして、出火する。	建物 ぼや (1件)

その他	ブルーレイレコーダー ソニー(株) B D Z-T 5 5	H22.9.16	H20.9～ H21.4 販売	電源ケーブルコネクタの不良により、トラッキング現象が発生し焼損する	建物 ぼや (1件)
	コンドルスーパーファン D X 山崎産業(株) E-1 0 3-D X	H26.5.20	H14.8～ H22.9 製造	本体モータ付近のコンデンサの不具合により出火する。	建物 ぼや (1件)
	i P o d n a n o A p p l e J a p a n 合 同会社 (旧) (有) アップルジャパンホ ールディングス A 1 1 7 3	社告非該当 ホームページにて交換 プログラム 掲載 H23.11.11	H17.9～ H18.12 販売	バッテリーセルの不具合により、 内部で短絡し出火する。	建物 ぼや (1件)

事例 社告品の電子レンジから出火した火災（7月）

構 造 ・ 用 途 等	耐火造 3/0 複合用途 (美容院・物品販売店舗・住宅)	出火階・箇所	3 階 ・ 台所
焼 損 程 度	建物ぼや1棟 電子レンジ1 焼損		
この火災は、複合用途部分の住宅の3階台所から出火したものです。 出火原因は、電子レンジのラッチスイッチ * の可動接点及び固定接点の接点部分が製造工程においてプレスかすが付着し接点部分の電気抵抗値が増大、ジュール熱により出火したものです。 なお、同出火原因による発火の可能性があるとして、この電子レンジは平成 15 年 9 月 2 日に社告しています。			